

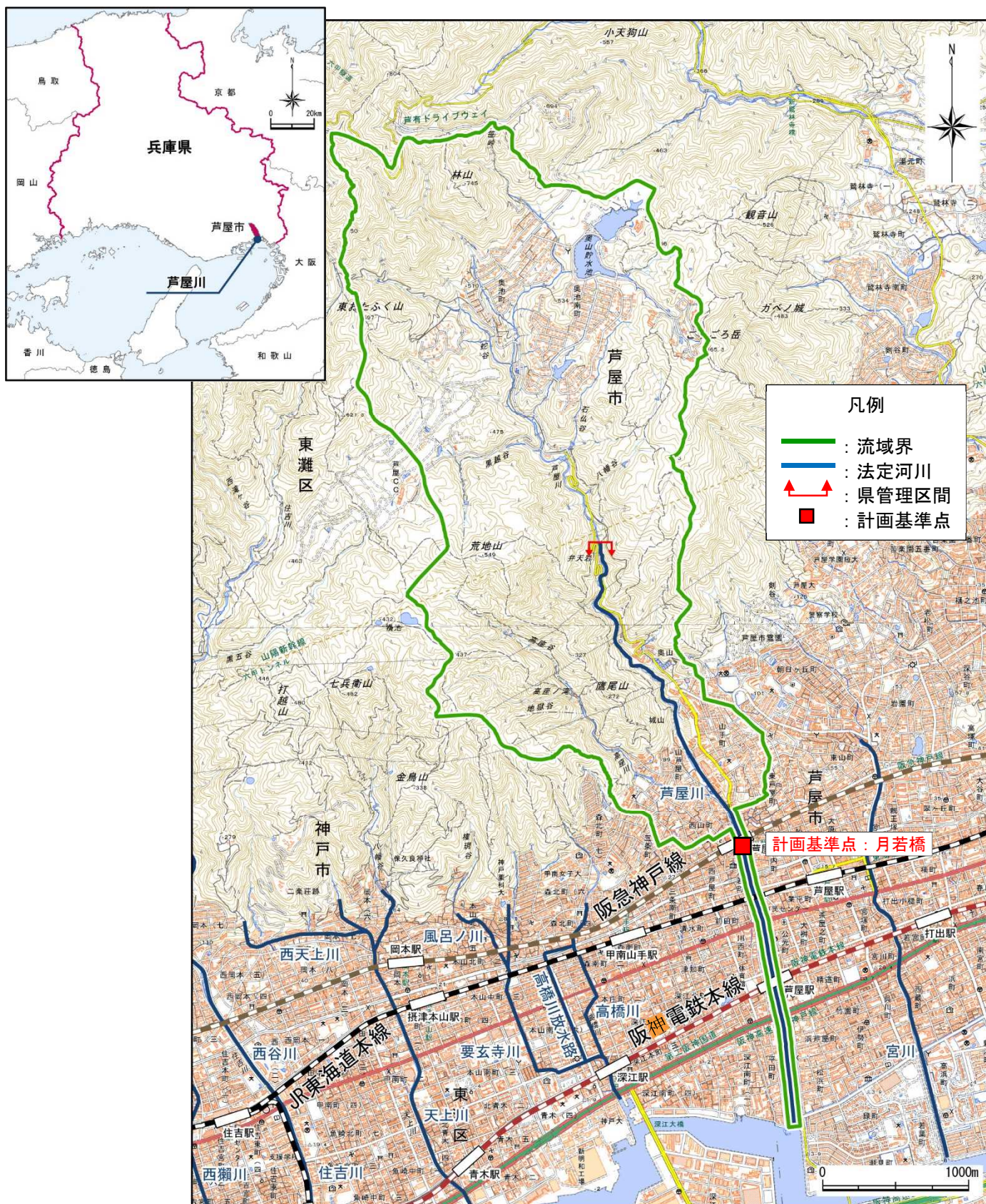
芦屋川水系河川整備基本方針 (案)

令和 年 月

兵 庫 県

芦屋川水系河川整備基本方針 目次

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針.....	1
(1) 流域及び河川概要.....	1
(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針.....	4
2. 河川整備の基本となるべき事項.....	6
(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項.....	6
(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項	6
(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に 関する事項.....	6
(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量 に関する事項	7



1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(1) 流域及び河川概要

【河川の概要】

芦屋川は、芦屋市北部の六甲山にある白山石宝殿^{はくさんいしのほうでん}付近を源に発し、阪急芦屋川駅の上流で普通河川高座川と合流して同市の市街地を流れ大阪湾に注ぐ、法定河川延長4.542km、流域面積約8.4km²の二級河川である。

芦屋川の河床勾配は、下流部で約1/150程度であり、中流部は約1/100～約1/60程度、上流部は約1/10程度である。

【流域の概要】

芦屋川流域は兵庫県の南東部に位置する芦屋市に属し、流域内人口は約7,000人（平成27（2015）年国勢調査データ等より推算）である。流域の土地利用は、全面積の約82%が森林で、約14%が市街地となっている。芦屋川は、鉄道及び国道等が多く横断しており、鉄道では上流から阪急神戸線、JR東海道本線、阪神電鉄本線、道路では上流から国道2号、国道43号、阪神高速3号神戸線等が横断している。

芦屋川沿いには、業平橋より下流に松並木、その上流には桜並木が整備されており、芦屋市を代表する風景として親しまれている。なお、平成24（2012）年4月1日に芦屋川の中・下流域は「芦屋川の文化的景観」という名称で芦屋市指定文化財に指定された。この他にも、芦屋川流域周辺には数多くの文化財がある。

【地形・地質】

芦屋川流域は、山地、丘陵地、平地の3つから構成されており、山地の構成地質は、風化の進行した六甲花崗岩である。これらは、長年の風化作用を受けて崩れやすい特性があり、多数の断層が走っていることも相まって脆弱な地層を成している。このため、洪水の度に流出する土砂が河道内に堆積して河床が周辺よりも高くなっており、JR東海道本線が川の下を通るといった典型的な天井川を形成している。

また、丘陵地には段丘堆積層、平地には沖積層が分布し、河川沿いには砂洲・砂堆・自然堤防が分布する。

【気候】

芦屋川流域は、降雨が少なく温暖な瀬戸内気候地域に属している。

年平均気温は17.0℃で、全国平均の15.5℃よりも高い。年間平均降水量は1,277mmで、全国平均の1,662mmより少ない。平均日照時間は2,083時間となっている（神戸観測所 1991～2020年の平年値（気象庁HP））。

また、気温と降水量の月別変化を見ると、月平均気温の最高は8月の28.6℃、最低は1月の6.2℃で、降水量は5～7月と9月に多く、冬季は少ない。

【自然環境】

芦屋川水系は、河川流況や整備状況等から、感潮区間の下流域と、落差工が連続する区間の中流域、砂防堰堤が連なる区間からV字谷の樹林に繋がる区間の上流域に環境区分される。

下流域は海域と連続した感潮区間で、河道内は平時においては流れのない瀬切れが発生することがある。河口付近は干潟が形成されており、水域にはボラやマハゼなど汽水性の魚類がみられる他、ヒメヤマトカワゴカイ、ヤマトカワゴカイなどのカワゴカイ属、エビジャコ属など重要種が生息している。また、干潟に生息する底生動物を捕食するシロチドリ、イソシギなどの重要種や、キアシシギなど鳥類の利用もみられる。水面は魚類を捕食する夏鳥のコアシサシなどの重要種や、冬鳥のユリカモメなどに利用されている。

中流域は河道内に落差工が多数設置されており、芦屋川橋（国道43号、阪神高速3号神戸線）付近から下流では瀬切れが発生することがある。JR東海道本線は線路の上を芦屋川が流れ、阪急電鉄の芦屋川駅付近はコンクリート三面張りの構造となっている。水域の平瀬では重要種のオオヨシノボリや、カワヨシノボリ、カワムツ等の魚類、シロハラコカゲロウやウルマーシトビケラなどの水生昆虫が生息する。浅瀬や水際はコサギ等の餌場として利用されている。砂州はツルヨシ群落が占め、カワラヒワ等が採餌や休息場として利用する。

上流域は砂防堰堤が連なる区間からV字谷の樹林に囲まれた急峻な河川区間となっている。瀬にはサクラマス（ヤマメ）やカワヨシノボリ、放流されたサツキマス（アマゴ）などの魚類のほか、ヘビトンボなどの水生昆虫が生息している。淵にはカワムツやドンコなどの魚類のほか、オジロサナエなどの水生昆虫が生息している。水辺には魚類を捕食するカワセミや底生動物を捕食するカワガラスなどの重要種が生息し、周辺のエノキムクノキ群集やアラカシ群落からなる樹林には、留鳥のアカゲラや夏鳥のサンショウクイ、キビタキ、オオルリなど樹林性の鳥類の重要種がみられる。また特定外来種のソウシチョウも生息する。

【歴史文化】

「芦屋」という名称は海辺、河辺の低湿地の芦原、葦原を意味し、昭和15年（1940）に当時の精道村が市制を施行するにあたって、旧大字名であったこの名称を選んだことに始まる。

芦屋市は近畿地方の要地として昔から知られた土地であり、古来名士の往来が盛んであった。そのため、古歌で有名な猿丸太夫の墓や、在原業平の別荘の跡など、史上に著名な人々の史跡と伝えられるものも多く、芦屋川流域内には国指定重要文化財である旧山邑^{やまむら}家住宅などの多くの歴史文化遺産が存在する。また、芦屋川は「芦屋川の

文化的景観」という名称で、芦屋市指定文化財に指定されており、六甲山を背にする芦屋川がもたらす水の恩恵と水害の脅威が交錯して育まれた景観として位置づけられている。

【河川利用】

芦屋川の河川敷等にステージや縁日が設けられる「芦屋さくらまつり」などイベントが実施されている。また、「芦屋川に魚を増やそう会」でゲンジボタル鑑賞会や環境体験学習が開催されるなど、市民活動の活動も盛んである。

また、芦屋川では許可水利権として水道の取水が行われている。

【治水事業の経緯】

芦屋川流域において大きな被害を起こした洪水は、昭和の三大水害と呼ばれる、昭和 13（1938）年、昭和 36（1961）年、昭和 42（1967）年の洪水である。このうち、昭和 13 年 7 月の阪神大水害を契機として、昭和 14（1939）年より水害復興事業が国等によって施工された。しかし、当工事は主として改良工事にあたり、災害復旧事業によって実施することが困難となったため、昭和 26 年度以降の工事は中小河川改修事業として兵庫県に引き継がれ、昭和 27 年度に事業が完了した。その後、大阪高潮対策事業を実施した。また、平成 24（2012）年には「総合治水条例」を施行し、“ながす”対策（河川下水道対策）、“ためる”対策（流域対策）、“そなえる”対策（減災対策）として、条例に基づき「地域総合治水推進計画」を策定し、県・市町・県民が連携して総合治水を推進している。

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

【芦屋川の川づくり】

流域内の人命、財産を守るとともに、豊かな自然と水辺環境をよりよい姿で未来にわたって引き継いでいくため、治水・利水、生態系、水文化・景観、親水を4つの柱とした「“ひょうご・人と自然の川づくり” 基本理念・基本方針」に基づき、河川の現状、水害の発生状況、河川利用、河川環境等を考慮するとともに、総合治水条例や芦屋市のまちづくり計画等を踏まえて、河川の総合的な保全と利用を図ることを基本方針とする。

【洪水・高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項】

災害の発生の防止又は軽減に関しては、流域の重要度や過去の災害実績等から定めた計画規模に気候変動の影響を考慮した降雨で発生する洪水や高潮等から沿川住民及び資産等を守ることを目標とし、河積の拡大等の河道改修並びに河川管理施設の整備及び機能維持に努めることにより、浸水被害の防止又は軽減を図る。

加えて、改修途上段階における施設能力以上の洪水や高潮等や、計画規模を超過する洪水や高潮等による被害軽減を図るため、ハザードマップの周知・活用、情報伝達体制の充実、避難訓練等の減災対策や、公園等における雨水貯留浸透機能の確保、森林の適正管理等の流域対策を組み合わせた総合治水の取組を沿川住民や関係機関と連携して推進する。また、河川の親水利用に関して、局地的大雨等により急激な水位上昇が起こるおそれがあることから、注意喚起看板や大雨洪水注意報、警報の発表と連動して作動する回転灯等により、河川利用者への注意喚起を図る。また、高潮等についても、気候変動による予測をもとに平均海面水位の上昇や潮位偏差の増加等が見込まれる場合には、関係機関と連携し、必要に応じて対策を講じる。

【河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項】

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持を図るため、流況の把握とともに、関係機関と連携して必要な流量の確保に努める。また、新たな水需要が発生した場合には、水資源の合理的かつ有効な利用の促進を図る。

さらに、渇水、震災等の緊急時には、関係機関と連携して適切な河川水の利用が図られるように配慮する。

【河川環境の整備と保全に関する事項】

河川環境の整備と保全にあたっては、関係機関・沿川住民と連携して生態系・自然環境の保全や再生を図る。また、住宅や道路が近接し、沿川住民の目に触れる機会が多いことから、周辺の環境と調和を図りながら、景観に配慮した河川空間の形成や河川利用者の安全確保に配慮しつつ身近に自然とふれあえる河川環境の保全・整備に努

める。水質については、今後もさらなる改善が図られるよう、流域全体で水質の保全に努める。

河道を維持管理する際は、治水上支障のない範囲での堆砂土砂の存置や、捨石などによる多孔質の環境の整備など、可能な限り河川の横断的・縦断的な連続性に配慮し、周辺環境と調和した河川環境の創出と保全に努める。

【河川の維持管理】

河川の維持管理にあたっては、「洪水等による災害の発生防止又は軽減」「河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持」「河川環境の整備と保全」といった治水・利水・環境の観点から、適正に実施する。

河道や河川管理施設については、自然環境への影響を考慮しながら、洪水が安全に流下するよう適正な維持管理を行う。

また、橋梁等の許可工作物については、治水・利水・環境相互に支障を来すことなく河川の機能が十分発揮できるよう、指導・監督等を行う。

河川水の利用に関しては、生物の生息・生育環境の保全及び安定的な水利用が可能となるよう関係機関との連携のもと流水の正常な機能の維持に努めるとともに、良好な水質を維持・向上するため、沿川住民の水質に対する意識の啓発に努める。

また、沿川住民等関係者に河川に関する情報を発信することにより、芦屋川が地域の歴史に根ざした財産であるという意識や大雨時における河川の危険性に対する防災意識を高め、沿川住民自らが主体的に川を守り育て、安全に川に親しめる社会づくりを推進する。

2. 河川整備の基本となるべき事項

(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

基本高水のピーク流量は、気候変動により予測される将来の降雨量の増加を考慮した結果、計画基準点月若橋において $190 \text{ m}^3/\text{s}$ とし、これを全て河道に配分する。

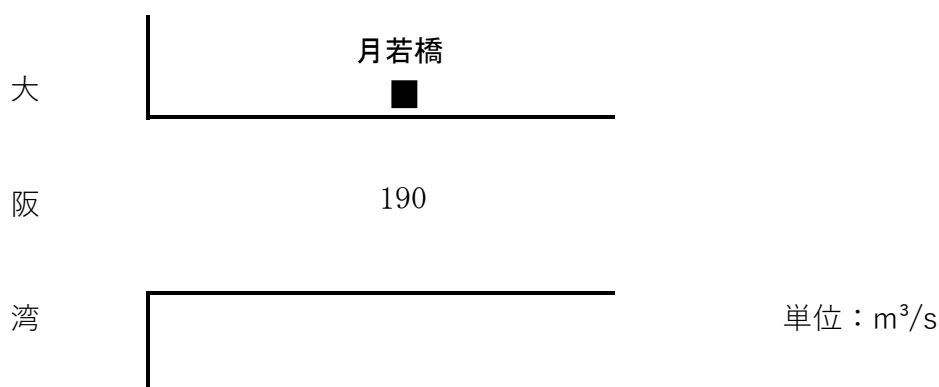
基本高水のピーク流量等一覧表

河川名	計画基準点	基本高水のピーク流量	洪水調節施設による調節流量	河道への配分流量
芦屋川	月若橋	$190 \text{ m}^3/\text{s}$	－	$190 \text{ m}^3/\text{s}$

(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

計画高水流量は、計画基準点月若橋において $190 \text{ m}^3/\text{s}$ とする。

芦屋川計画高水流量図



(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

本水系の主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る概ねの川幅は、次表のとおりとする。

主要な地点における計画高水水位及び川幅一覧表

河川名	地点名	河口からの距離 (km)	計画高水位 (T. P. m)	川幅 (m)
芦屋川	月若橋	1.98	27.91	22

注) T. P. : 東京湾平均海面

(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

景観や動植物の生息・生育・繁殖に配慮した流水の正常な機能を維持するために必要な流量については、流況の把握、その他河川及び流域における諸調査を行う等、引き続きデータの蓄積に努め、今後さらに調査検討を行ったうえで決定するものとする。